

「(仮称) 新潟市立保育園配置計画」案の概要

策定の背景	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市では、多様な保育ニーズに対応するため、民間の力を活用しながら、施設整備などによる定員の拡充や、乳児・延長・休日・夜間や障がい児の受け入れなどのサービスの提供を行ってきました。 ○ 2018 年度当初の待機児童（国定義）はゼロを達成しましたが、年度途中では入園希望が多い低年齢（0・1 歳）児を中心に、希望する園に入園できないなど、依然として厳しい状況が続いています。 ○ 現在、多くの市立保育園で、施設で老朽化や狭あい化が進み、安心して子どもを保育できる環境の確保が喫緊の課題となっています。 ○ 今後も、本格的な人口減少などが進む中、さらなる女性の社会進出や、就業・育児形態の多様化、幼保無償化の影響などにより、子育てと仕事を両立するための保育ニーズはさらに増大することが予想されます。 ○ 本市の厳しい財政状況の中で、これらの状況に適切かつ持続的に対応するため、<u>これまで以上に民間の力を活用し、市立保育園の適正配置を計画的に進めるため</u>「(仮称) 市立保育園配置計画」を策定します。
位置付け [関連計画]	<p>国)「子育て安心プラン」「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を踏まえる。 市)「(仮称) 行政改革プラン 2018」の重点取組事項であり、「新・すこやか未来アクションプラン」次期計画（2020 策定予定）の基礎とする。</p>
計画の期間	策定から 2023 年 3 月まで
計画の対象	市立保育園・こども園全 87 園
計画の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立保育園の適正配置の方向性 [本市における保育の現状と課題/適正配置の方向性等] 2 市立保育園の役割 [市立・私立の比較/今後の市立保育園が担うべき役割（基幹保育園）] 3 施設の対応方針 [対応の基本的な方針/民営化の考え方/対応時期の設定/対応方針の分類/対応スケジュール] 4 適正配置に向けた全体像
策定の経過	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟市子ども・子育て会議 幼保部会における検討（全 4 回） ○パブリックコメントの実施 募集期間：2018 年 8 月 8 日～9 月 7 日（予定） 閲覧場所：市ホームページ、市政情報室、保育課、各区役所・出張所、中央図書館、各保育園・こども園、地域子育て支援センター 等

1 市立保育園の適正配置の方向性

(1)本市における保育の現状と課題

市の責務	現状と課題(主なもの)
量の確保	・地域により待機児童、定員割れが発生 ・低年齢(0・1歳)からの入園児童数の増加
質の確保・向上	・施設の老朽化の進行(木造築40年以上:市立17施設) ・保育士の不足 ・正職率の低下(市立) 等
多様なサービスの提供・拡充	・休日、夜間のニーズに応えきれていない ・病児保育施設のない地域がある
持続可能な行財政運営	・市の厳しい財政状況(市の財政負担が大きい市立保育園数が多い) ・幼保無償化等による将来予測が困難

(2)適正配置の方向性(基本方針)

① 待機児童の発生、保育ニーズの増加が見込まれる地域では定員拡充を行います。 一方、定員割れ、保育ニーズの減少が見られる市立施設は廃止、統合を検討します。 【量の確保、持続可能性】
② 市立の役割について真に市立でやるべきものに限定し、市全体の保育の質の向上に向けた機能を強化します。 【質の確保、持続可能性】
③ 保育サービスの提供は、民間の力を最大限活用します。 老朽化した市立施設については、廃止・民営化・統合・建替等を進めます。 【量の確保、質の確保、多様なサービスの提供、持続可能性】
④ 保育士の労働環境の適正化を進めます。 【質の確保、持続可能性】

※計画の実施にあたっては、削減された財源の有効活用、地域子育て支援センターのあり方、幼保無償化による影響・将来人口減少を見極めた施設整備、企業主導型保育事業の状況、会計年度任用職員制度について考慮の上、進めます。

2 市立保育園の役割

(1)市立・私立の比較

(保育の内容)

サービス、職員配置、設備・面積、保育料・入園方法等は、国の基準(最低基準)に基づき、市が定めた基準で実施しており、基本共通です。

(特徴・イメージ等) ※検討会議における保護者等意見より

- ・保育園を選ぶ基準は、「近さ」「新しさ」で市立か私立かはあまり気にしていない
- ・私立の保育士は異動がなく、上の子を見てくれた保育士がいるので安心
- ・保育サービスの印象は、市立は同様、私立は個別

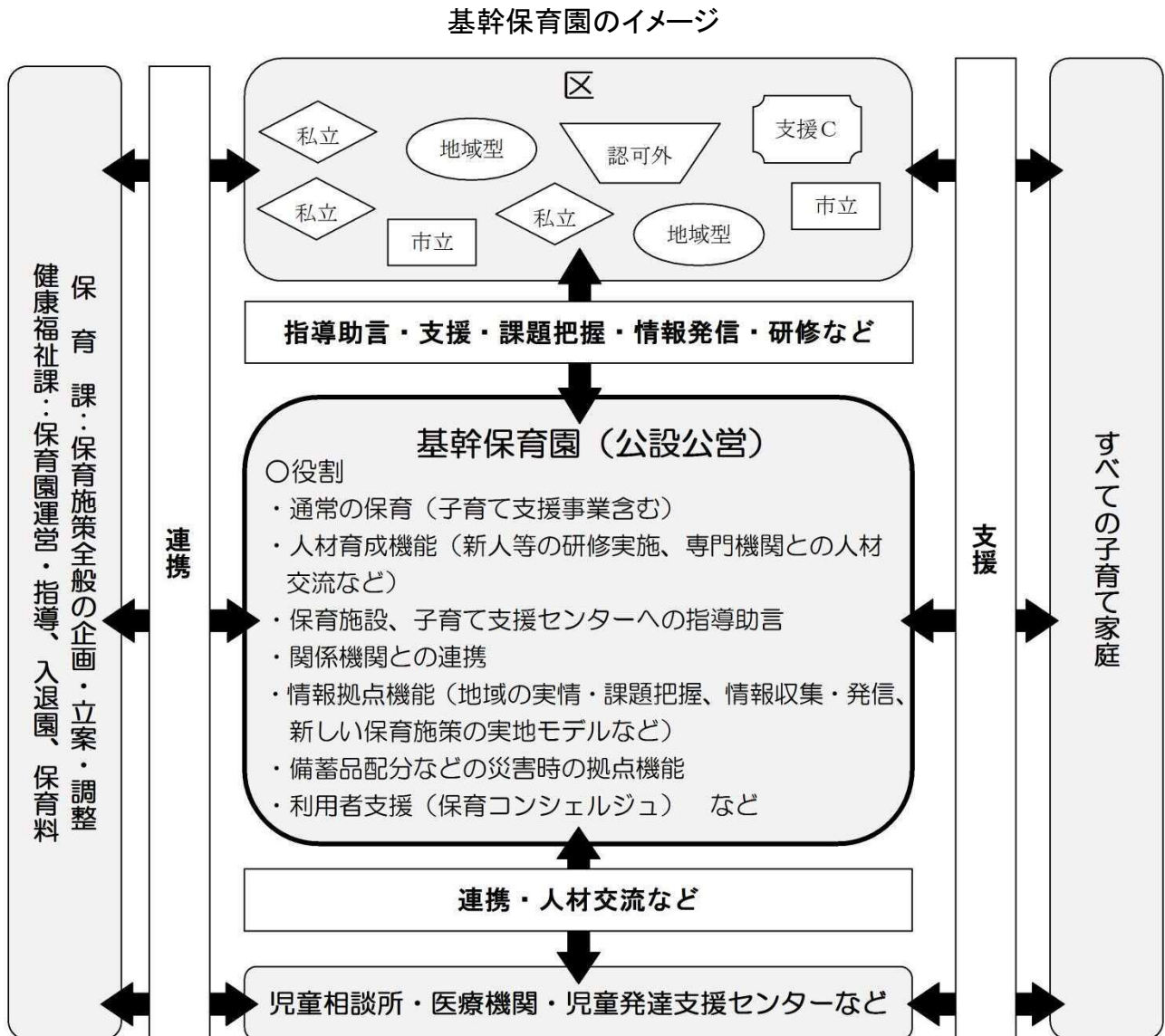
(2) 今後の市立保育園が担うべき役割

○セーフティネットとしての機能

児童発達支援センターや児童相談所、医療機関、警察等、複数の公的機関等との密な連携が欠かせない児童の受け入れや、民間での運営が難しい地域、災害時における受け入れなど、セーフティネットとしての機能を担うものとします。

○基幹保育園の整備(新たな機能)

市全体の保育水準の向上や子育て支援の向上に寄与する取り組みを強化し、一定域内の施設や関係機関との連携、課題の把握、情報発信、人材育成等の拠点たる機能を有する「基幹保育園」を地域の実情に合わせて検討・整備します。



3 施設の対応方針

(1) 対応の基本的な方針

- 保育サービスの充実（環境改善、柔軟なサービス）のため、民営化（民間施設の新設、近隣民間施設への誘導等）を進めます。
- 地域におけるセーフティネット機能を果たしている、または、「基幹保育園」になり得るなど市立の必要性が高い施設は、市立での統合または建替とします。
- 利用数が定員を大きく下回り、将来の保育ニーズも少ない施設は、原則廃止とします。

(2) 民営化の考え方

民間事業者の判断による柔軟な対応ができるよう「民設民営」を基本とします。

(実施にあたっての留意事項)

- ・ 保護者への説明、転園先の確保など、在園児への対応に最大限配慮します。
- ・ 民間事業者の要件は、原則、市内での保育運営の実績がある者とします。
- ・ 既にある施設を優先的に活用し、以下の方式を基本とします。

(民営化の方式)

方式	内容
近隣施設誘導方式	・ 周辺に受入可能な民間保育所等がある場合、順次転園誘導 ・ 在園児の転園が完了した段階で廃止
民間施設誘致方式	・ 敷地内または周辺に民設民営の保育所等を新設（誘致）

(3) 対応時期の設定

各施設について、施設の建築年数、民営化の可能性のほか、地域別実行計画の有無など個別の状況により、優先付けをし、対応時期を設定します。

(建築年数による分類)

構造	耐用年数	短期	中期	長期	
		5年以内	10年以内	20年以内	それ以降
木造	30年	25年以上	20年以上 25年未満	10年以上 20年未満	10年未満
鉄筋	50年	45年以上	40年以上 45年未満	30年以上 40年未満	30年未満
鉄骨					
鉄筋コン					
施設数		24	15	29	19

(4) 対応方針の分類

市立の必要性、保育ニーズ、近隣保育所等での受入可能性、周辺施設の状況、対応施設の築年数等を踏まえた、基本的な対応方針の分類を次のとおりとします。

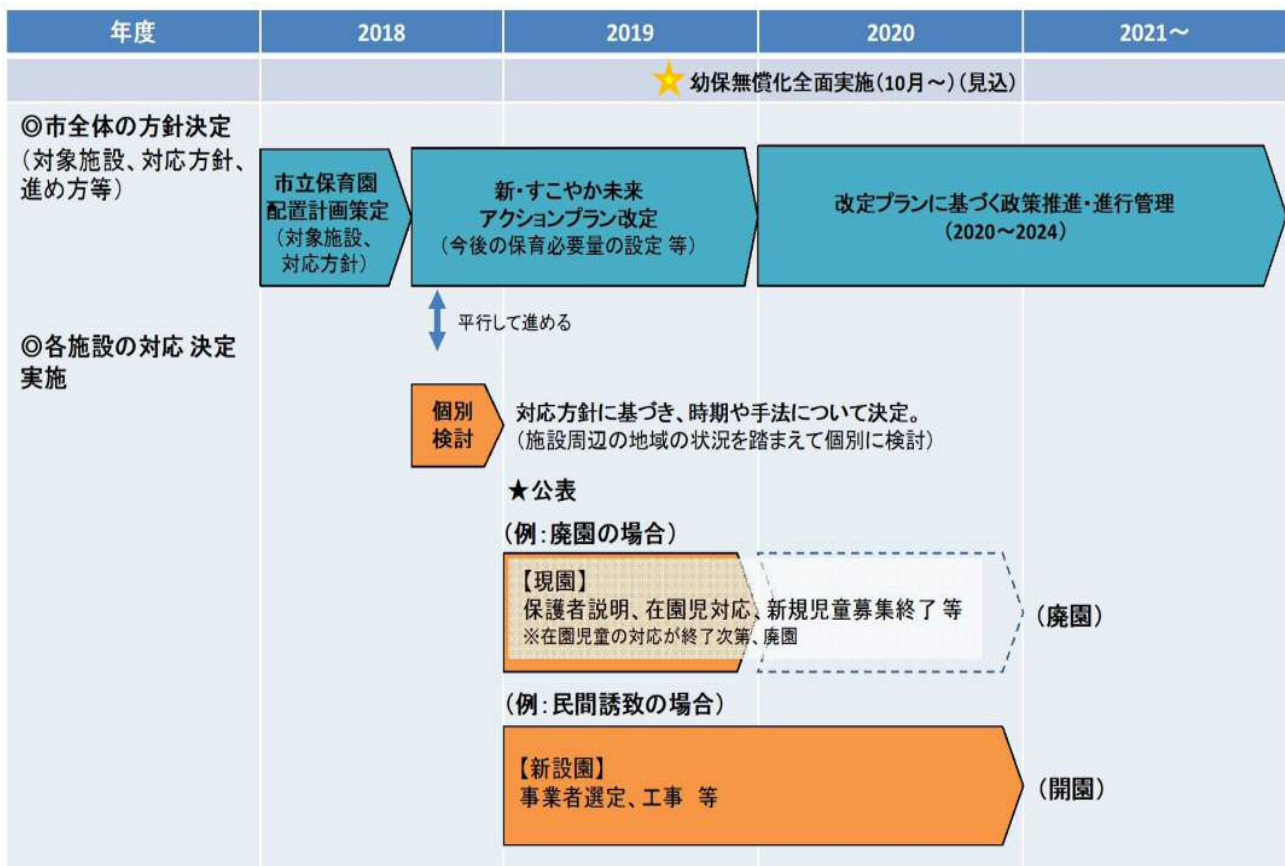
(基本的な対応方針の類型)

施設及び周辺の状況					基本的な対応方針の類型	
市立の必要性	低	保育ニーズ	小		可	①段階的に廃止
			大	近隣保育所等での受入		②近隣保育所等に誘導
	高	周辺に統合可能な施設			不可	③民間誘致(新設)
					あり	④市立統合
			なし	⑤市立建替		

(5) 対応スケジュール

「基幹保育園」の機能及び整備数、候補施設を含め、各施設の具体的な対応時期、方針、実施については、周辺地域の状況や住民意向、在園児への影響等を考慮の上、個別に検討・調整し、地域における合意形成の上、決定します。

施設の対応スケジュール(最短イメージ)



4 適正配置の全体像

○適正化後の目標

施設	短期・中期で、それぞれ 10 園程度減少し、概ね 20 年後には、現在の半数程度とします。
職員	施設の減少と併せて適正配置を進め、正職率について、同規模政令市と同等の 50%～60%程度とします。

施設の適正化イメージ

